

有識者会議における検討の進め方（案）

～ 総 人 件 費 改 革 関 係 ～

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国の行政機関の業務の大胆かつ構造的な見直しにより事務・事業の削減に向けた審議を行っていただく。

具体的には、「重要方針」において今後重点的に取り組むこととされた下記の「重点事項」を中心に、純減の実施に向けた個別具体的な取組を要するものについて審議をお願いし、その結果を定員の削減（3.5%以上の純減）に反映する。

行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理（農林統計関係、食糧管理関係、北海道開発関係 等）
地方支分部局等の抜本的・重点的な見直し
包括的・抜本的な民間委託等（ハローワーク関係、社会保険庁関係、行刑施設関係 等）
IT化による業務のスリム化
非公務員型独立行政法人化等（森林管理関係、国立高度専門医療センター関係 等）

上記の審議を効率的に進めるため、次の考え方を基本に検討を進める。

- a 「重点事項」において具体的に列挙されている 8 事項については、当然に検討の対象とする。（ 1 月 6 日に関係省に対し削減に向けた具体的方策の検討を要請済み）**資料 4 参照**
- b 「重点事項」を踏まえつつ、上記 8 事項に加えて検討の対象とする事項を洗い出す。（ 対象を決定し、関係府省に対して検討要請を行う）**資料 6 参照**
- c なお、地方支分部局等の見直しや IT 化による業務のスリム化については、総務省から具体的な方策の検討に協力を得る（ 1 月 6 日に協力要請済み）。
- d 検討対象については、関係府省における検討結果も聴取しつつ、事業の要否や主体について改めて精査の上、事務事業の削減について検討する。

総人件費改革の実行のため、事務事業の厳しい見直し等による国の行政機関の定員の5年5%以上の純減の確保について、次により、各府省の最大限の協力を求める。

- 1 業務の大胆かつ構造的な見直しに係る個別具体的な取組の検討について
 - ・ 重点事項として指摘された次の個別事項について、関係府省において、定員の大幅な純減のための具体的な削減方策を検討し、2月下旬を目途にその状況を報告する。
(検討対象事項)
 - ア 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理
(農林統計関係、食糧管理関係、北海道開発関係)
 - イ 包括的・抜本的な民間委託等
(ハローワーク関係、社会保険庁関係、行刑施設関係)
 - ウ 非公務員型独立行政法人化等
(森林管理関係、国立高度専門医療センター関係)
これら以外の事項についても、「行政減量・効率化有識者会議」の知見等を踏まえ、追加して検討を要請する。
- 2 地方支分部局等の見直し、IT化による業務のスリム化について
 - ・ 実行計画に定められた検討方針に従い、総務省の協力を得て、重点的に見直しを実施する。各府省は、これに格段の協力を行う。
- 3 新規採用抑制、配置転換について
 - ・ 純減目標達成のためには、職員の雇用の確保などセーフティネットの整備が重要であり、このため、来年度以降の新規採用抑制、配置転換や研修の枠組みの全体像を3月中下旬を目途に示す。各府省の今後の新規採用活動はこれに沿って進める。
 - ・ それまでの間も、1の個別具体的な検討事項を所管する府省は、既内定者の採用、専門資格職種の補充、治安関係等を除き、年度途中の採用を原則として行わないこととする。
 - ・ 各府省は、枠組み構築等に向けた職員構成、採用、退職等の実態把握等に積極的に協力する。